

August 2019

2019年税法改正案 — 付加価値税

1. 複数の事業場を有する事業者の税金計算書関連の加算税引き下げ (付加価値税法 § 60 ②)

□ 改正前

二以上の事業場を保有する事業者が財貨又は役務を供給した事業場ではない自身の他の事業場名義で税金計算書を発行した場合、税金計算書を発行していないとみなして加算税2%を賦課。

□ 改正内容

上記のとおり、二以上の事業場を保有する事業者が財貨又は役務を供給した事業場ではない自身の他の事業場名義で税金計算書を発行した場合、税金計算書を発行していないが、その違反の程度が相対的に軽微なものであるとみなし、1%の加算税率を適用する対象とすることを明確に規定。

□ 改正の効果

支店又は本店が供給した財貨又は役務を供給したところではない他の事業場の事業者登録番号で税金計算書を発行した場合に適用される加算税は確かに減少するものの、同改正により、課税官庁は、手違いや過失によって必要的記載事項が事実と異なって記載されたとみなし加算税の適用から除外(付加価値税法施行令 § 108 ③)する場合をより狭く解釈する余地が大きくなるおそれがある。

□ 適用時期

2020年1月1日以降の財貨又は役務供給分から適用。

2. 貸倒れによる税額控除の適用期限拡大(付加価値税法施行令 § 87 ②)

□ 改正前

供給日から5年以内に貸倒れが確定した供給価格についてのみ売上税額から差し引かれた。

□ 改正内容

供給日から10年以内に貸倒れが確定した売上債権の付加価値税も貸倒れによる税額控除を受けられるように改正。

□ 改正の効果

訴訟等により供給日から5年が経過した後に貸倒れが確定した場合、貸倒れによる税額控除を受けることができなかったが、今回の改正によって貸倒れによる税額控除を受けられるようになる。なお、この貸倒れによる税額控除は、施行日以後に貸倒れが確定した分から適用が可能となり、施行日以後に貸倒れが確定して供給日から5年を超え10年以下に発生した分について、新たに貸倒れの税額控除を受けられる。

□ 適用時期

改正付加価値税法施行令の施行日以後に貸倒れが確定した分から適用。

3. 輸入時の付加価値税納付猶予適用の対象拡大 (付加価値税法施行令 § 91の2)

□ 改正前

次のすべての要件を満たす中小・中堅企業が法人税又は付加価値税の確定申告期限満了の日から1ヶ月以内に輸入時の付加価値税の納付猶予を申請した場合、関税法に基づき、輸入申告時に付加価値税を納付せずに、付加価値税の予定申告又は確定申告時に税額を精算して納付。

- 輸出割合が30% (中堅企業 50%) 以上又は輸出額が100億ウォン以上。
- 直近3年間継続して事業を経営しており、関税・租税犯の処罰事実が存在しないこと。
- 直近2年間関税・国税の滞納及び納付猶予取消しの事実が存在しないこと。

□ 改正内容

法人税又は付加価値税の確定申告期限満了の日から3ヶ月以内に申請期限を延長し、滞納が発生したものの、納付期限経過後15日以内に納付した場合も、納付猶予の適用対象に含むこととした。

□ 改正の効果

納付猶予の申請期間が延長され、直近2年以内に一時的な資金繰りに窮するなどにより滞納が発生した場合にも、納付猶予を申請できるようになった。

□ 適用時期

改正付加価値税法施行令の施行日以降の納付猶予申請分から適用。



**INNOVATIVE
LAWYERS2018**
ASIA-PACIFIC WINNER



NATIONAL FIRM OF THE YEAR
SOUTH KOREA
CHAMBERS ASIA-PACIFIC AWARDS

Yulchon LLC

Korea | Vietnam | China | Myanmar | Russia | Indonesia*
* in association with Roosdiono & Partners

Subscribe | View More Updates | Contact Us

Material included in our newsletter has been prepared for informational purposes only and is not offered as legal advice on any particular matter. Yulchon and contributing authors disclaim all liability for the newsletter's content and are not responsible for any third party contents which can be accessed through this newsletter.

Copyright 2019 Yulchon LLC. All rights reserved